

2 1 振動規制法

〔特定施設設置、特定建設作業実施の届出〕 (第6条、第14条)

<p>法の趣旨</p>	<p>工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。</p>
<p>届出が必要な行為</p>	<p>指定地域内において法に規定する特定施設を設置しようとする場合及び特定建設作業を実施しようとする場合 (特定施設は着工の30日前までに、特定建設作業は作業開始日の7日前までに市町村長に届け出なければならない)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 特定施設、特定建設作業とは？</p> <p>(1) 特定施設 金属加工機械等10施設 (施行令第1条別表第1)</p> <p>(2) 特定建設作業 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業等4種 (施行令第2条別表第2)</p> </div>
<p>届出が必要な区域</p>	<p>12市3町1村の指定地域 (福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、鏡石町、西郷村、矢吹町及び石川町)</p>
<p>受理権者</p>	<p>16市町村長 (届出が必要な区域)</p>
<p>担当機関</p>	<p>16市町村環境担当課</p>

基 準	工場・事業場に係る振動規制基準					
	時間の区分 区域の区分	昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)	備 考		
	第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域相当		
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域相当 工業専用地域、 用途地域以外の地域（指針のみ適用）			
<p>(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値からさらに5デシベルを減じた値です。</p>						
振動に係る特定建設作業の規制に関する基準						
基準種別 区域の区分	敷地境界に おける振動 基準	作業時刻に 関する基準	※作業時間 に関する基準	作業期間に 関する基準	作業日 に関する基準	
第1号 区 域	75デシベル	7時～19時の時間 内であること	1日10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと	
第2号 区 域	75デシベル	6時～22時の時間 内であること	1日14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと	
<p>(注) 1 第1号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域です。</p> <p>第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です。</p> <p>2 振動基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、振動防止対策のほか、1日当たりの作業時間を※印の欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。</p> <p>3 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。</p>						
<p>手続フローチャート</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[届出者] -- 届出 --> B[市町村長] B -- 受理書 --> A </pre> </div> <p>※受理書の交付は、特定建設作業実施の届出時を除く。</p>						
備 考						